



④

26福保子家第169号

平成26年4月30日

各区市町村児童福祉主管課長 様
各区市町村子供家庭支援センター長 様

東京都福祉保健局少子社会対策部長

浜 佳葉



児童虐待相談等の連絡・調整に関する基本ルール（「東京ルール」）の改定について（通知）

平素より、東京都の児童福祉施策の推進に御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

標記の件については、平成25年度、「児童相談所と子供家庭支援センターの共有ガイドライン作成委員会」（以下、「作成委員会」という。）において点検・見直しの検討を行い、その内容に基づき、東京ルールを改定しましたので、下記のとおり通知します。

各区市町村におかれましては、相談援助活動を進めるに当たり、改定された東京ルールに基づき、児童相談所との連携・協働に御留意いただけますようお願いいたします。

記

1 東京ルールについて

別紙1「東京ルール本文」のとおり

2 送付する東京ルール関係資料について

- (1) 東京ルール本文
- (2) 東京ルール新旧対照表
- (3) 共有ツール（安全確認チェックリスト、リスクアセスメントシート及び家庭復帰のためのチェックリスト）（別添1～3）
- (4) 共有ツール（安全確認チェックリスト、リスクアセスメントシート及び家庭復帰のためのチェックリスト）使用上の留意点
- (5) 様式連絡・調整の書式（様式1～8）
- (6) 参考資料
 - ・ 作成委員会の概要
 - ・ 東京ルール主な見直しのポイントについて
 - ・ 連絡調整分類表



3 施行日

平成26年5月1日

4 その他

平成21年9月30日付東京都福祉保健局少子社会対策部長通知「児童虐待相談等の連絡・調整に関する基本ルール（児童相談所と区市町村間における「東京ルール」）の策定について」は廃止する。

【問い合わせ先】東京都福祉保健局少子社会対策部家庭支援課
木村、吉田（TEL03-5320-4205）